

# 詩篇38:2における delinquere in の 古英語訳について

石 原 覚

## I

ラテン語 *delinquere* と古英語 *gyltan* は、それぞれ次の (1)(2) に見られるように、共に「罪・過ちを犯す」の意味を表す動詞である。

- (1) ubi id erit factum, ornamenta ponent; postidea loci qui *deliquit* uapulabit, qui non *deliquit* bibet. (PLAVT. Cist. 785)<sup>1)</sup>

(それ [仕事・芝居] が済んでしまえば、衣装を脱ぐでしょう。その後は、間違えた者は殴られ、間違えなかった者は酒を飲むでしょう。)

- (2) Mid twam wurðscipe wurðgode þe Almihtigæ Scyppend þæs monnes sawle, þæt is mid eccenesse, & eadinesse; ac heo forleas þa edignesse, þa ða heo *gylte*, (ÆHomM 1 209)<sup>2)</sup>

(全能の造物主は人間の靈魂を 2 つの価値によって、すなわち不滅と至福によって高めたが、罪を犯した時、それは至福を失った。)

接頭辞 *a-* が *gyltan* に付いた *agyltan* も、次の (3) におけるように、同じ意味で用いられる。

- (3) Gif he fealle. he eft astande. þæt is gif he *agylte*. he hit georne gebete. & syððan geswice: (ÆHom I, 19 330.158)<sup>3)</sup>

(もし彼が倒れるなら、再び立ち上がらねばならない。つまり、もし彼が罪を犯すなら、それを真剣に償わねばならず、以降 [それを] やめねばならない。)

同じ意味を共有するため、以下に挙げたベネディクトゥスの『戒律』(Benedicti Regula) の古英語訳である (4)(5) に見られるように、(a)*gyltan* は *delinquere* の訳語となる。(以下、古英語とラテン語の対応関係を例示する際には、このように古英語訳とラテン語原文を並べて引用する。)

- (4) Se abbot mid ealre emhydignesse carige embe þa *gyltendan* gebroðru, forðy þa halan læces ne lacunge ne behofiað, ac þa untruman. (BenR 27.50.18)<sup>4)</sup>

(修道院長は、罪を犯した兄弟たちについて、あらゆる配慮をもって気遣わねばならない。なぜなら、健康な者たちは医者も治療も必要としないが、病人たちは必要とするからである。)

... gerat abbas circa *delinquentes* fratres, ... (BENEDICT. Reg. 27.1)<sup>5)</sup>

(修道院長は、罪を犯した兄弟たちについて、……気遣わねばならない。……)

- (5) forðy þonne geonge cild and stiðe cnapan oðþe þa, ðe hwonlice understandan magan, hu micel wite is and hu hefigtyme, þæt man on amansumunge sie, þa ðyllice, þonne hy *agyltað*, ... (BenR 30.53.21)

(それ故、幼い子供たちや強情な少年たち、または破門されるということがいかに大きな罰であり過酷なことであるのかが良く分からない者たち——そうした者たちが罪を犯したなら、……)

Ideoque ... hii tales, dum *delinquunt*, ... (BENEDICT. Reg. 30.2-3)

(それ故、……こうした者たちが罪を犯したなら、……)

*delinquere* は、ウルガータ (Vulgata) の詩篇からの引用である次の (6) におけるように、前置詞 *in* を伴うことがある。

- (6) Dixi custodiam vias meas ut non *delinquam in* lingua mea posui ori meo custodiam cum consisteret peccator adversum me (Ps 38:2)<sup>6)</sup>

(私は言った、「我が舌によって (おいて) 罪を犯さぬように、私は我が道を見張ろう」と。罪人が私に向かって立った時、私は我が口に見張りを置いた。)

ここで注目を引くのは、(6) の *delinquere* に続く *in* が、次の (7) に挙げた『戒律』の古英語訳において *gyltan* に続く前置詞 *þurh* (…によって) により訳されていることである。

- (7) Ic cwæp, þæt ic beheolde mine wegas, þæt ic ne *gylte þurh* mine tungan; ic gesette minum muþe heordnesse; (BenR 6.21.9)<sup>7)</sup>

(私は言った、「我が舌によって罪を犯さぬように、私は我が道を見張る」と。私は我が口に見張りを置いた。)

ちなみに (6) の *delinquere* と *in* は、『戒律』の古英語の行間注解では、次の (8) におけるように *gyltan* と前置詞 *on* に訳されている。

- (8) ic sæde ic gehealde wegas mine þæt ic na *gylte on* minre tungan ... (BenRGI 6.25.15)<sup>8)</sup>

また A～K の古英語の詩篇行間注解 (Psalter gloss)<sup>9)</sup> のうち K を除いた 10

の注解において、(6)の delinquere in は、次の(9)に見られるごとく agyltan on に (Aにおいては agyltan in に) 訳される<sup>10)</sup>

(9) ic cwæð ic healde wegag mine þæt ic ne agylte on tungan minre . . . (PsGIC 38.2)

本稿では、(6)の delinquere に続く in が上記のごとく on ではなく þurh に訳されることにより、ラテン語原文のいかなる意味が古英語には表されない結果となったかを明らかにしたい。

## II

本節および次節では、問題の(6)の delinquere に続く in の持つ意味について考える。

まず Augustinus (430没)<sup>11)</sup>と Cassiodorus (583没)の2人の詩篇注解において、それぞれ(6)がいかに解釈されているか見てみよう。Augustinus は詩篇38:2の前半について以下のように述べる。

... (quia difficile est ut quisque lingua non labatur et peccet, et qui lingua non peccauit, ut scriptum est, hic perfectus est uir) aliqua forte paenitenda dixerat, et lapsa erant ab ore quae uellet reuocare, nec posset. Non enim linguam frustra in udo est, nisi quia facile labitur. . . .<sup>12)</sup>

(…… (誰であれ舌によって滑ったり罪を犯したりしないことは困難であり、また記されているように「舌によって罪を犯さなかった者は完全な人である」[ヤコブの手紙3:2]が故に) はからずも彼は何か悔い改めるべきことを言ってしまい、撤回したくともできないことが口から滑り出てしまったのである。というのも舌は、滑りやすいからでなければ、理由もなく濡れた所にはないからである。……)

Cassiodorus による詩篇38:2の前半の解釈は以下の通りである。

... Custodiam uias meas. Non dicit, a criminibus me abstinenceam, quia iam sanctus erat; sed a superfluis uerbis: quae raro potest uitare uel continens; sicut Iacobus apostolus dicit: Linguam enim nullus hominum domare potest. Modicum quidem membrum est, sed magna exaltat. Difficilis quippe res est linguam in lubrico faucium constitutam, ueritatis rigidae tenere mensuram: cui si incaute frena laxentur, frequenter contra se loquitur. . . .<sup>13)</sup>

(…… 「私は我が道を見張ろう」。彼はすでに神聖だったのだから、罪

からではなく、余計な言葉から遠ざかりたいものだと言っている。節度のある人ですら、めったにそれを避けることはできない。使徒ヤコブが「というのも人間は誰も舌を飼い馴らすことができないからである。なるほどそれは小さな器官ではあるが、大きなことを豪語する」[ヤコブの手紙3:8, 5] と言うように。確かに、喉の滑りやすい所に位置する舌が、揺るぎない真理の測定を保つのは困難なことである。もしその手綱がうっかり緩められれば、それはしばしば自らに反することを話す。……)

2人に共通しているのは、舌の滑りやすさ、すなわち舌が罪をもたらしやすいことを指摘している点である。

なお、*delinquere* に伴う *in* は、以下の(10)~(15)におけるように、罪をもたらす手段を導くと考えられる。

- (10) *Deliquerat Israel in aquatione apud Maspha congregatus a Samuele, sed ita statim delictum ieiunio diluit, ut periculum proelii simul fugerit.* (TERT. ieiun. 7)<sup>14)</sup>

(イスラエルはサムエルによりミツパに集められ、水汲みによって(おいて)罪を犯したが、すぐに断食によって罪を洗い落としたので、同時に戦闘の危機が去った。)

- (11) *et propitius ero cunctis iniquitatibus eorum in quibus deliquerunt mihi et spreverunt me* (Ier 33:8)

(私は、彼らがそれによって(おいて)私に犯し、私を拒んだ、すべてのその不法に情け深くあろう。)

- (12) *in sanguine tuo qui a te effusus est deliquisti et in idolis tuis quae fecisti polluta es...* (Ez 22:4)

(お前によって注がれた血によって(おいて)お前は罪を犯し、お前が造った偶像によってお前は汚され、……)

- (13) *peccavimus enim et inique egimus recedentes a te et deliquimus in omnibus* (Dn 3:29)

(すなわち我々は罪を犯し、あなたから離れて不正をなし、あらゆることによって(おいて)罪を犯し、)

- (14) *loquente Ephraim horror invasit Israhel et deliquit in Baal et mortuus est* (Os 13:1)

(エフライムが話すと恐怖がイスラエルを襲ったが、彼はバアルによっ

て（おいて）罪を犯して死んだ。）

- (15) *Simul etiam latentes reorum detexit affectus, qui, cum uiderentur in fraude mensurarum et ponderum per solam auaritiam deliquisse, . . .* (PS. RVFIN. in Am. 8, 7)<sup>15)</sup>

（同時にまた〔造物主は〕罪人たちの隠れた欲情を露わにして、ただ貪欲のために升目と重さの詐欺によって（おいて）罪を犯したことが明らかであるが故に、……）

- (10) の「水汲み」(*aquatio*)、(11) の「不法」(*iniquitates*)、(12) の「血」(*sanguis*)、(13) 「あらゆること」(*omnia*)、(14) の「バアル」(*Baal*)、(15) の「詐欺」(*fraus*) は、いずれも罪を媒介する手段と捉えられる。

よって (6) の *delinquere* に続く *in* は「…によって」という手段の意味で捉えられると言える。

ちなみに光明社による翻訳において、(6) は「我舌もて罪を犯さざらんために……」<sup>16)</sup> (上点筆者) と訳されており、問題の *in* はこの手段の意味で捉えられている。

### III

ここで注目に値するのは、以下の (16)～(18) におけるごとく、罪の手段が *delinquere* に従う奪格によっても示されるという事実である。

- (16) *nihil est foedius agricolis quam gestae rei poenitentia, multo iam ut praestet laxitate delinquere.* (PLIN. nat. 17, 94)<sup>17)</sup>

（行ったことへの後悔ほど農夫にとって恥ずべきことはなく、よって〔木々の間に置く〕広過ぎる間隔によって失敗することは、実際はるかに望ましいのである。）

- (17) *Reddita Rhodiis libertas, adempta saepe aut firmata, prout bellis externis meruerant aut domi seditione deliquerant;* (TAC. ann. 12, 58)<sup>18)</sup>

（ロドス島人に独立が戻されたが、それは彼らが国外の戦争によって功績を得たり、国内では反乱によって罪を犯したりするのに応じて、しばしば剥奪されたり承認されたりした。）

- (18) *est qui labitur lingua sed non ex animo quis est enim qui non deliquerit lingua sua* (Sir 19:16–17)

（舌によって滑る人はいるが、それは心からではない。何故なら、舌

によって罪を犯さなかった人が誰かいるだろうか。)

(16)の「(木々が)まばらであること」(*laxitas*)、(17)の「反乱」(*sedition*)、(18)の「舌」(*lingua*)は、いずれも罪の手段と見做すことができる。これと関連して、罪の原因・理由も、以下の(19)(20)に見られるように、*delinquere*に従う奪格によって表される。

(19) *Sunt enim quidam, qui habentes subsidia furtum perpetrunt, et sunt alii, qui hac in re inopia delinquunt*; (BEDA. *Hist.eccl.* 1.27, 82)<sup>19)</sup>

(遣り繰りが付きながら盗みを働くある者たちがいて、貧困からこのことで罪を犯す他の者たちがいるからである。)

(20) *Nosti enim, quia ad tui oris imperium semper uiuere studui, et quicquid ignorantia uel fragilitate deliqui, aequae ad tuae uoluntatis examen mox emendare curauit*. (BEDA. *Hist.eccl.* 4.29, 440)

(私が、あなたが口にした戒めに従って生きようといつも努め、また何であれ無知や弱さから罪を犯すことがあれば、同じくあなたの意思の判断に従って直ちに改めようと心掛けたことを、あなたは知っているからです。)

(19)の「貧困」(*inopia*)、(20)の「無知」(*ignorantia*)と「弱さ」(*fragilitas*)は、いずれも罪を引き起こすものと言える。

もう1点注目すべきは、*delinquere*に伴う *in* は、以下の(21)~(26)に見られるごとく、「…において、…について」の意味でも捉えられることである。<sup>20)</sup>

(21) *stulte fecisse fateor. sed quaeso, pater, ne me, in stultitia si deliqui, deseras*. (PLAUT. *Bacch.* 1014)<sup>21)</sup>

(愚かなことをしたと認めます。しかしお父様、お願いですから、愚かさという点で過ちを犯したなら、私を見捨てないで下さい。)

(22) *si avaritia inductum arguas fecisse, et avarum eum quem accuses demonstrare non possis, aliis affinem vitii esse doceas, et ex ea re non esse mirandum, qui in illa re turpis aut cupidus aut petulans fuerit, hac quoque in re eum deliquisse*. (CIC. *inv.* 2, 33)<sup>22)</sup>

(もし貪欲に導かれて行動したと告発し、告訴された人物が貪欲であると証明できないなら、彼は他の悪徳と関わりがあり、それ故、あの件において恥ずべきであったり、多情であったり、淫らであったりしたならば、この件においても罪を犯したとして驚くには当たらないと

示すべきである。)

- (23) ... sic philosophus in vitae ratione peccans hoc turpior est, quod in officio, cuius magister esse vult, labitur artemque vitae professus *delinquit in vita*. (CIC. Tusc. 2, 12)<sup>23)</sup>

(……同様に、生き方において失敗する哲学者は、自分が師であろうと欲する務めにおいて躓き、生きる術を専門と名乗りながら生きることにおいてしくじっているが故に、なおさら恥すべきである。)

- (24) Quid, quod *in ancilla* siquis *delinquere* possit, illum ego contendi mente carere bona? (Ov. am. 2, 8, 9)<sup>24)</sup>

(もし誰かが女中で過ちを犯すようなことがあれば、その者は健全な精神を欠いていると私が断言したのは、どうしてだろうか。)

- (25) Nam sunt quaedam cognata, ut dicunt, id est eiusdem generis, *in* quibus qui alia specie quam oportet utetur, non minus quam ipso genere permutato *deliquerit*. (QVINT. inst. 1, 5, 49)<sup>25)</sup>

(言われることではあるが、同族語、すなわち同じ種族の語があり、それについて、適切である以外の種類の語を使うならば、種族そのものを変えるのに劣らぬほど、誤りを犯すからである。)

- (26) sed contra librarius in quodvis pignus vocabat, si *in una uspiam littera delictum* esset. (GELL. 5, 4, 2)<sup>26)</sup>

(だがこれに対して書籍商は、もしどこかに一文字でも誤りがあるかどうか、何でも賭けると挑んだ。)

- (21)の「愚かさ」(*stultitia*)、(22)の「件」(*res*)、(23)の「生きること」(*vita*)、(24)の「女中」(*ancilla*)、(25)の「同族語」(*cognata*)、(26)の「文字」(*littera*)は、いずれも *in* と共に、罪が何の手段によってなされるかではなく、罪がどの範囲で、または何に関連してなされるかを示すと見られる。

この事実を受けて、(10)～(15)の *delinquere* に伴う *in* を見直すと、いずれも「…において、…について」の意味でも捉えられることに気付く。<sup>27)</sup>

以上から、*delinquere* に伴う *in* が手段の意味(「…によって」)で捉えられる場合、それは限定・関連の意味(「…において、…について」)でも捉えられることがわかり、従って、問題の(6)のそれも「…によって」の意味のみならず「…において、…について」の意味でも捉えられると認められる。

ちなみに谷隆一郎他による翻訳では、(6)は「……わたしの舌において

罪を犯さないように、……」<sup>28)</sup>(上点筆者)と訳されており、問題の in はこの限定・関連の意味で捉えられている。

#### IV

ところで「罪・過ちを犯す」を意味するラテン語としては、次の(27)におけるような *peccare* も挙げることができる。

(27) *fateor peccauisse* <me> *et me culpam commertitum scio; id adeo te oratum aduenio ut animo aequo ignoscas mihi.* (PLAVT. Aul. 738)<sup>29)</sup>

(私は過ちを犯したと認め、自分が非難を受けるべきとわかっていますが、心を静めて私を許してくれるようにと、まさにそのことをあなたにお願いに来ました。)

*peccare* も in を伴うが、その in は、*delinquere* が伴う in と同様、以下の(28)(29)に見られるように「…によって」の意味で捉えられる。

(28) *et emundabo illos ab omni iniquitate sua in qua peccaverunt mihi* (Ier 33:8)

(私は、彼らがそれによって(おいて)私に犯した、すべてのその不法から彼らを清めよう。)

(29) *quoniam peccauius et inique egimus discedere a te, et multum peccauius in omnibus,* (VET. LAT. Dan. 3, 29 (Verec. in cant. 4, 5))<sup>30)</sup>

(すなわち我々は罪を犯し、あなたから離れて不正をなし、あらゆることによって(おいて)大いに罪を犯し、)

(28)の「不法」(*iniquitas*)、(29)の「あらゆること」(*omnia*)は、どちらも罪を犯す手段と捉えられる。ちなみに *Verecundus* (552没)はダニエル書3:28-30について解釈する中で、3:29すなわち(29)について以下のように記す。

... *Multum autem peccat qui nullum peccatis finem inponit, sed per omnia trahitur mala. Propter quod hic euidenter Azarias testatur: Multum peccauius in omnibus, ut uidelicet omnia se delictorum monstret facinora perpetrasse. . . Hic autem se multum dicit peccare, non in uno, sed in omni genere peccatorum, non semel aut secundo, sed multum. . .*<sup>31)</sup>

(……しかし大いに罪を犯す者は、罪に制限を加えず、あらゆる悪により引きずられる。それ故アザリヤはここで明確に「我々はあらゆることによって(おいて)大いに罪を犯し」と断言する。これはすなわ



ち罪のあらゆる悪行をなしたことを示すためである。……しかしここでは、大いに、つまり一つではなくあらゆる種類の罪によって（おいて）、一度や二度ではなく大いに、罪を犯すと言う。……）

ここに見られる「あらゆる悪」(omnia mala) や「罪のあらゆる悪行」(omnia delictorum facinora) という表現から、(29)の「あらゆること」とは罪をもたらす悪事を指すと解することができる。

他方、罪の手段は、delinquere に従う奪格と同様、「唇」(labia) の奪格が用いられた次の(30)に見られるごとく peccare に伴う奪格によっても表される。

(30) in omnibus his non peccavit Iob labiis suis (Iob 2:10)

(すべてこれらのことに際し、ヨブはその唇によって罪を犯さなかった。)

さらに、peccare に伴う in は、delinquere に伴う in と同様、以下の(31)～(36)におけるように「…において、…について」の意味でも捉えられる。

(31) di, date facultatem, obsecro, huic pariundi atque illi in aliis potius peccandi locum. (TER. Andr. 233)<sup>32)</sup>

(神々よ、どうかこの方には安産を、そしてあの人〔産婆〕にはむしろ他の人たちの所でしくじる成り行きを与えて下さい。)

(32) Commodissimum visum est Gaium Valerium Proculum, . . . et propter fidem et propter linguae Gallicae scientiam, . . . et quod in eo peccandi Germanis causa non esset, ad eum mittere, . . . (CAES. Gall. 1, 47, 4)<sup>33)</sup>

(……ガイウス・ヴァレリウス・プロキッルス、誠実さのため、……ガリア語の知識のため、そして彼について罪を犯す理由がゲルマーニー人にはない故に、……彼のもとに送るのが最も適切だと思われた。)

(33) quid interest in matrona, ancilla peccesne togata? (HOR. sat. 1, 2, 63)<sup>34)</sup>

(人妻、トーガを着た女奴隷〔娼婦〕のどちらで罪を犯したとして、何の違いがあるうか。)

(34) Satis peccatum in Camillo a maioribus vestris est, quem tamen ante receptam per eum a Gallis urbem violarunt; (LIV. 45, 38, 7)<sup>35)</sup>

(カミッルスについてはあなたたちの先祖によって十分過ちが犯された。彼らは、彼によって首都がガリア人から取り戻されるより前に、彼を不当に扱ったのだが。)

- (35) o misera pietas! si mori matrem vetas, patri es scelestus; si mori pateris tamen, *in matre peccas*: (SEN. Herc. O. 1029)<sup>36)</sup>

(ああ、親への哀れな思いよ。お前は母の死を止めれば、父に非道となるが、死を許せば母について過ちを犯すのだ。)

- (36) quicumque enim sine lege peccaverunt sine lege et peribunt et quicumque *in lege peccaverunt per legem iudicabuntur* (Rm 2:12)<sup>37)</sup>

(すなわち、律法なしに罪を犯した者たちは皆、同じく律法なしに滅び、律法において罪を犯した者たちは皆、律法によって裁かれるであろう。)

- (31) の「他の人たち」(aliae)、(32) の「プロキッルス」(Procillus)、(33) の「人妻」(matrona) と「女奴隷」(ancilla)、(34) の「カミッルス」(Camillus)、(35) の「母」(mater)、(36) の「律法」(lex) は、いずれも in と共に、罪がどの範囲で、または何に関連して行われるのかを表すと見られる。<sup>38)</sup>

これを受けて (28)(29) を見直すと、それぞれの peccare に伴う in は「…において、…について」の意味でも捉えられることが分かる。

以上から、delinquere に伴う in の場合と同様に、peccare に伴う in が「…によって」の意味で捉えられるならば、それは「…において、…について」の意味でも捉えられると認められ、このことも問題は (6) の delinquere に続く in が「…によって」と「…において、…について」の2通りの意味で捉えられることを間接的に示唆している。

## V

本節では (6) のギリシャ語原文に目を向けてみよう。(6) の delinquere in は次の (37) の ἀμαρτάνειν ἐν に由来する。

- (37) Εἶπα Φυλάξω τὰς ὁδοὺς μου τοῦ μὴ ἀμαρτάνειν ἐν γλώσση μου. ... (Lxx Ps.38(39).2)<sup>39)</sup>

(私は言った、「我が舌によって (おいて) 罪を犯さぬように、私は我が道を見張ろう」と。……)

ἀμαρτάνειν は次の (38) におけるように「罪・過ちを犯す」を意味する動詞である。

- (38) καὶ μὲν τοὺς θυέεσσι καὶ εὐχολῆς ἀγανῆσι λοιβῆ τε κνίση τε παρατροπῶσ' ἄνθρωποι λισσόμενοι, ὅτε κέν τις ὑπερβῆη καὶ ἀμάροτη.

(II.9.501)<sup>40)</sup>

(それら [神々] を人間たちは、焼いた捧げ物と心を込めた祈りで、  
献酒や肉が焼ける香りで、懇願しつつ宥める——もし誰かが則を越え、  
過ちを犯した時には。)

ここで詩篇注解者の Theodoretus Cyrrhensis (393頃–458頃) と Euthymius Zigabenus (11–12世紀) による (37) の解釈を見てみたい。Theodoretus は詩篇38:2–3を解釈する中で、38:2に関連して以下のように舌の滑りやすさについて述べている。

... Πολλὴν τοίνυν συμφωνίαν πρὸς τήνδε τὴν ἱστορίαν ἔχει τοῦδε τοῦ ψαλμοῦ τὰ ῥήματα. Πολλὴν γὰρ, φησὶ, προμήθειαν τῆς γλώττης ἐποιήσατο· εὐόλισθον τοῦτο διαφερόντως τὸ μόριον ἐπιστάμενος, καὶ οἷόν τι τιειχίω ταύτην ἀεὶ περιβάλλον. ...<sup>41)</sup>

(……よってこの詩篇の節 [38:2–3] は、この話 [サムエル記下16:5–12においてダビデがシムイの呪いに対して沈黙を守った話] に良く対応する。なぜなら、彼が言うように、彼は舌に良く注意を払ったからである。彼は、特にこの部分が滑りやすいことを知っており、言わば壁のようなものでそれを常に囲んだのである。……)

Euthymius は詩篇38:2の前半を解釈する際、以下のごとく前置詞 *διά* (…によって) による「舌によって (*διά γλώττης*)」という表現を用いて冒瀆の罪に言及している。

Καὶ τοῦτον εἶρηκε τὸν ψαλμὸν μνημονεύων ὧν πέπονθεν ὅτε τὸν Ἀβεσαλώμ ἔφευγεν. Ἀποδιδράσκων γὰρ, φησὶν, εἶπα ἐν ἑαυτῷ, ὅτι τοῦ λοιποῦ φυλάξω τὰς ὁδοὺς μου, τὰς διὰ γλώττης, ἥτοι τοὺς λόγους μου, ὥστε μὴ ἀμαρτάνειν με, διὰ γλώσσης βλάσφημον λόγον ἐκ μικροψυχίας προέμενον. ...<sup>42)</sup>

(彼はまたこの詩篇を、彼がアブサロムから逃げていた時、いかなる目に会ったかを想起して語った。というのも、彼が言うように、私は逃亡しながら今後は我が道を、舌によるそれを、すなわち我が言葉を、見張るであろうと自分の中で言ったからである。それは私が、心の小ささから冒瀆の言葉を舌によって発して、罪を犯さないようにするためである。……)

よって2人は共に (37) に関して舌が罪を招きやすいことを指摘していると言える。

さらに、ἀμαρτάνειν に伴う ἐν は、delinquere に伴う in と同様、以下の (39)～(45) におけるように「…によって」の意味で捉えられる。

(39) . . . κακηγοροῦντάς τε καὶ κωμωδοῦντας ἀλλήλους καὶ αἰσχρολογοῦντας, μεθύοντας ἢ καὶ νήφοντας, ἢ καὶ ἄλλα ὅσα οἱ τοιοῦτοι καὶ ἐν λόγοις καὶ ἐν ἔργοις ἀμαρτάνουσιν εἰς αὐτούς τε καὶ εἰς ἄλλους, (Pl.R.396a)<sup>43)</sup>

(……お互いに悪口を言ったり、嘲ったり、酔っていようと素面であろうと、下品な言葉遣いをしたりする者たち、その他、そうした者たちが自らに対し、またお互いに対し、言葉と行動の両方によって(おいて) 過ちを犯すようなことを [真似するのを許さないであろう]。)

(40) οὐκ ἄν ποτ', ἄνδρες, ἄνδρα θαυμάσαιμ' ἔτι, ὅς μηδὲν ὦν γοναῖσιν εἶθ' ἀμαρτάνει, ὅθ' οἱ δοκοῦντες εὐγενεῖς πεφυκέναι τοιαῦθ' ἀμαρτάνουσιν ἐν λόγοις ἔπη. (S.Aj.1096)<sup>44)</sup>

(諸君、生まれのつまらぬ者が過ちを犯したとて私は最早驚くまい。生まれの良いと思われている者たちがこうした口を利き、言葉によって(おいて) 過ちを犯すのだから。)

(41) ἢ εὖρεν ἀπώλειαν καὶ ψεύσεται περὶ αὐτῆς καὶ ὁμόση ἀδίκως περὶ ἐνὸς ἀπὸ πάντων, ὦν ἐὰν ποιήσῃ ὁ ἄνθρωπος ὥστε ἀμαρτεῖν ἐν τούτοις, (Lxx Le.5.22)

([誰かが] 紛失物を見つけて、それについて嘘をつき、人が何をなすにせよ、それによって(おいて) 罪を犯すことになる、あらゆることのうちの一つについて不正な誓いを立て、)

(42) Διὸ τοὺς παραπίπτοντας κατ' ὀλίγον ἐλέγχεις καὶ ἐν οἷς ἀμαρτάνουσιν ὑπομνησκῶν νοθετεῖς, (Lxx Wi.12.2)

(それ故あなたは迷い出る者たちを徐々に叱り、彼らがそれによって(おいて) 罪を犯しているところのものを気付かせて諭す。)

(43) ἔστιν ὀλισθάνων καὶ οὐκ ἀπὸ ψυχῆς, καὶ τίς οὐχ ἤμαρτεν ἐν τῇ γλώσση αὐτοῦ; (Lxx Si.19.16)<sup>45)</sup>

(滑る人はいるが、それは心からではない。誰が舌によって(おいて) 罪を犯さなかったことがあるか。)

(44) καὶ ῥύσομαι αὐτοὺς ἀπὸ πασῶν τῶν ἀνομιῶν αὐτῶν, ὧν ἡμάρτοσαν ἐν αὐταῖς, καὶ καθαριῶ αὐτούς, (Lxx Ez.37.23)

(私は彼らを、彼らがそれによって(おいて) 罪を犯したすべてのそ

の不法から救い、彼らを清めよう。)

- (45) ὅτι ἡμάρτομεν ἐν πᾶσι καὶ ἠνομήσαμεν ἀποστήναι ἀπὸ σοῦ καὶ ἐξημάρτομεν ἐν πᾶσι (Lxx Da.3.29)

(すなわち我々はあらゆることによって(おいて)罪を犯し、あなたから離れて不正をなし、あらゆることで罪を犯し、)

- (39)(40)の「言葉」(λόγοι)、(39)の「行動」(ἔργα)、(41)(45)の「あらゆること」(πάντα)、(42)の「…ところのもの」(ἄ)、(43)の「舌」(γλῶσσα)、(44)の「不法」(ἀνομίαι)のいずれも罪の手段と見なすことができる。

以上から(37)の ἀμαρτάνειν に続く ἐν は「…によって」の意味で捉えられると分かる。<sup>46)</sup>

ここで注意すべきは、(39)~(45)において、ἀμαρτάνειν に伴う ἐν が導く句が、それぞれ罪がどの範囲で、または何に関連して犯されるのかを示す——すなわち ἐν は「…によって」ではなく「…において、…について」の意味である——と見なしても、いずれも文意は通ることである。<sup>47)</sup>

よって(37)の ἀμαρτάνειν に続く ἐν は、「…によって」の意味のみならず「…において、…について」の意味でも捉えられると考えられ、このことも(6)の delinquere に続く in が同じ2通りの意味で捉えられることを間接的に示唆している。

## VI

最後に delinquere の古英語の訳語となる (a)gyltan に伴う前置詞の用法に目を向けてみよう。

(8)(9)において (a)gyltan は on を伴うが、以下の(46)~(49)におけるように、(a)gyltan が伴う on は「…によって」の意味で捉えられる。

- (46) Wæl we witen þæt nis nan mon þe hine wið alle synnen healden mage þa hwile þe he her on weorlde bið, þæt he on summe þingæ ne gulteð, oððe on worde, oððe on weorce, oððe on þonce. (HomU 2 134)<sup>48)</sup>

(この世にいる限り何人もあらゆる罪から身を守ることはできず、言葉であれ、行動であれ、思考であれ、何らかのものによって(おいて)罪を犯すということを、我々は良く知っている。)

- (47) We ne magon libban on ðisum life nateshwon, þæt we ne agylton wið God and wið men on worde and on weorce; (ÆHom 16 39)<sup>49)</sup>

- (神に対し、また人間たちに対し、言葉と行動によって(おいて)罪を犯さねば、我々は決してこの世で生きることにはできない。)
- (48) *Sume men sindon on godes gelaðunge ðe on lytlum ðingum wið god agylton. and siððan mid soðre dædbote to gode gecyrdon. (ÆCHom II, 29 231.50)<sup>50)</sup>*  
(神の教会には、神に対し些細なことによって(おいて)罪を犯し、その後真の悔い改めによって神に戻った者たちいる。)
- (49) *Iob soðlice aras on ðam eahteoðan dæge on ærnerigen. and offrode gode seofonfealde lac. for his seofon sunum. ðy læs ðe hi wið god on heora geðance agylton; (ÆCHom II, 35 260.15)*  
(まことにヨブは8日目に朝早く起き、彼の7人の息子たちのために神に7重の賜物を捧げたが、それは彼らが神に対し彼らの思考によって(おいて)罪を犯さぬようにするためであった。)
- (46)(47)の「言葉」(word)と「行動」(weorc)、(46)(49)の「思考」((ge)þanc)、(46)の「(何らかの)もの」(þing)、(48)の「(些細な)こと」(þing(複数))は、いずれも罪の手段と見なすことができる。
- その一方で、罪の手段は、問題の(7)および以下の(50)~(53)おけるごとく、(a)gyltanに伴う「…によって」を意味する前置詞midまたはþurhによっても表される。
- (50) *þæt þæt we mid gitsiendum eagam agylton: þæt we nu mid wependum eagam behreowsiað; (ÆCHom I, 4 212.168)<sup>51)</sup>*  
(我々が貪欲な目で犯したことを、今涙ぐんだ目で悔い改めます。)
- (51) *ac syðæn heo gylten þurh unhersumnesse, and God heom weorp of þam mucel murhðe on þisse deapelic lif hider on middæneard, ... (HomU 2 83)<sup>52)</sup>*  
(しかし彼ら[アダムとイブ]が不服従によって罪を犯し、神が彼らを大きな喜びから、この死すべき生へと、この世へと放り出した後、……)
- (52) *[S]aga me for hwam se hrefen þurh gehyrsumnisse geþingode þæt he ær þurh ofermodignisse agilte. (Ad 22)<sup>53)</sup>*  
(何故、烏は、かつて高慢さによって犯したことを、服従によって償ったのか教えてくれ。)
- (53) *swa we eac agyltaþ þurh feower þing, þurh gepoht, & þurh word, & þurh weorc, & þurh willan; (HomS 10 151)<sup>54)</sup>*

([我々の体が四大から——土、火、水と空気から——造られたため、] そのようにまた我々は4つのものによって——思考、言葉、行動と意思によって——罪を犯す。)

(7)の「舌」(tunge)、(50)の「目」(eagan)、(51)の「不服従」(unhirssumness)、(52)の「高慢さ」(ofermodigness)、(53)の「思考」(gepoht)、「言葉」、「行動」、「意思」(willan)という「(4つの)もの」(þing (複数))は、それぞれ罪の手段と捉えられる。

これと関連して、agyltanに伴う þurh は、(19)の古英語訳である次の(54)において「貧困」(wædelness)を支配しているように、罪の原因・理由も導く。

(54) Forðon sume syndon þa ðe habbað woruldspede & hwæðre stale fremmað, sume seondon þa þe in þisse wiisan þurh wædelnesse agyltað. (Bede 1 16.68.2)<sup>55)</sup>

(世俗の富を有し、それでも盗みを働く者たちもいれば、貧困からこのこととて罪を犯す者たちもいるからである。)

なお agyltan に伴う on は、以下の(55)(56)におけるごとく、「…において、…について」の意味でも捉えられる。

(55) oþþe hwær agylte he æfre on his gegerelan, se þe mid þon anum hrægle wæs gegyrwed þe of olfenda hærum awunden wæs? (LS 12 (NatJnBapt) 136)<sup>56)</sup>

(また、駱駝の毛で編んだ唯一の衣を纏った彼が、着物についていかなる点で罪を犯したことがあったか。)

(56) Hwi wæs þæt treow þe adam on agylte gehaten . . . þæt is on englisc treow ingehydes yfeles & godes; (ÆIntSig 30.190)<sup>57)</sup>

(アダムがそれについて罪を犯した木は、何故……英語で「善悪の知識の木」と呼ばれたのか。)

(55)の「着物」(gegerela)、(56)の「(善悪の知識の)木」(treow)は、どちらも on と共に罪がどの範囲で、または何に関連してなされるのかを示すと考えられる。<sup>58)</sup>

そこで(46)~(49)の(agyltan)に伴う on を見直すと、いずれも「…において、…について」の意味でも捉えられることに気付く。

従って、delinquere に伴う in の場合と同じく、(agyltan)に伴う on が「…によって」の意味で捉えられる時、それは「…において、…について」の意味でも捉えられると分かる。

以下の(57)(58)では、それぞれ「(他の) こと」(res (複数))、「罪」(culpa)に用いられた *delinquere in* が、それぞれ「(些細な) こと」、「罪」(*gyltas*)に用いられた (*a*)*gyltan on* に訳されている。

(57) BE ÐAM ÐE ON LYTLUM ÞINGUM GYLTAÐ. (BenR 46.71.12)<sup>59)</sup>

(些細なことによって (おいて) 罪を犯す者たちについて)

De his, qui *in* aliis quibuslibet rebus *delinquant* (BENEDICT. Reg.cap. 46)

(何であれ他のことによって (おいて) 罪を犯す者たちについて)

(58) Be þam þe on litlum gyltum agyltað. (Chrodr 1 26.0)<sup>60)</sup>

(些細な罪によって (おいて) 過ちを犯す者たちについて)

De his qui *in* quibusdam leuioribus culpis *delinquant*.

(何らかの軽微な罪によって (おいて) 過ちを犯す者たちについて)

(57)(58)において *delinquere* に伴う *in* は「…によって」と「…において、…について」の両方の意味で捉えられ、これら両方の意味が (*a*)*gyltan* に伴う *on* によって古英語に反映されていると言える。

また同様に (8)(9)においても、(6)の *delinquere* に続く *in* が表すこれら両方の意味が (*a*)*gyltan* に続く *on* により古英語に反映されていると認められる。

これに対して問題の(7)では、(6)の *delinquere* に続く *in* は *gyltan* に続く *þurh* に訳されているため、前者の「…において、…について」の意味が古英語に反映されていないと言える。

詩篇38:2における *delinquere* に続く *in* は、いかなる手段で罪がなされるのかを示す「…によって」の意味でも、いかなる範囲で、またはいかなるもの(こと)に関連して罪がなされるのかを示す「…において、…について」の意味でも捉えられる。その *in* はベネディクトゥスの『戒律』の古英語訳 (BenR 6.21.9) において *gyltan* に続く *þurh* (…によって) により訳されており、故にここでは *in* が表す「…において、…について」の意味が古英語に反映されていない——すなわちラテン語原文では舌が罪をもたらす手段としてのみ見做されているわけではないということが古英語訳からは分からない——と結論できる。



注

- 1) *Plautus: . . . The Casket Comedy, . . .* ed. and trans. W. de Melo, LCL (Loeb Classical Library) 61 (2011), p. 212. (1) は *OLD* (P. G. W. Glare, *Oxford Latin Dictionary*, 2nd ed., 2 vols. (Oxford, 2012)), s.v. *delinquo* 2 の「公認の道徳的（または他の）標準に達しない、不品行なことをする、過ちを犯す」（‘To fall short of an approved moral (or other) standard, misbehave, do wrong, err’）に挙げられている例である。古英語のテキストの略記と引用の仕方は、原則として、*DOE* (*The Dictionary of Old English: A-H on CD-ROM* (Toronto, 2017)) に従い、ラテン語のテキストのそれは、原則として、同辞典または *TLL* (*Thesaurus Linguae Latinae* (Leipzig, 1900-)) に従う。なお、古英語およびラテン語の引用文中のイタリック体（ただし聖書からの引用であることを示すものは除く）、ギリシャ語の引用文中の下線は、すべて筆者によるものである。
- 2) A. O. Belfour, *Twelfth-Century Homilies in MS. Bodley 343*, EETS 137 (1909; repr. London, 1962), p. 90. (2) は *DOE*, s.v. *gyltan* 1.a の「目的語が表されずに：罪を犯す」（‘without expressed object: to sin’）に挙げられている例である。
- 3) P. Clemons, *Ælfric’s Catholic Homilies: The First Series, Text*, EETS s.s. 17 (Oxford, 1997). (3) は *DOE*, s.v. *agyltan* 1.a の「目的語が表されずに：罪を犯す」（‘without expressed object: to sin’）に挙げられている例である。
- 4) A. Schröer, *Die angelsächsische Prosabearbeitungen der Benediktinerregel*, Bib. ags. Prosa 2 (Kassel, 1885-88; Nachdr. Darmstadt, 1964). (4) は *DOE*, s.v. *gyltan* 2 の「形容詞として用いられた現在分詞：罪のある」（‘present participle used as adjective: offending, sinful’）にラテン語原文と共に挙げられている例である。
- 5) R. Hanslik, *Benedicti Regula*, ed. altera, CSEL 75 (Vindobonae, 1977).
- 6) R. Weber et al., *Biblia Sacra iuxta vulgatam versionem*, ed. quinta (Stuttgart, 2007). (6) は *TLL*, s.v. *delinquo* IIB2 の「(罪の犯し方について) in と奪格が付け加わる」（‘accedit in c. abl. (de ratione delinquendi)’）という記述の下に例として挙げられている (vol. 5, pt.1, p. 460, 7)。
- 7) (7) は *DOE*, s.v. *gyltan* 1.a.i において「罪の様態または手段が述べられて」（‘with manner or means of sin stated’）用いられた例としてラテン語原文と共に挙げられている。
- 8) H. Logeman, *The Rule of S. Benet*, EETS 90 (London, 1888). (8) は *BTS* (T. N. Toller, *An Anglo-Saxon Dictionary: Supplement* (Oxford, 1921)), s.v. *gyltan* にラテン語と共に挙げられている例である。
- 9) それぞれのテキストは以下の通りである。A = *The Vespasian Psalter*, S. M. Kuhn (Ann Arbor, 1965); B = *Der altenglische Junius-Psalter*, E. Brenner, AF 23

- (Heidelberg, 1908; Nachdr. Amsterdam, 1973); C = *Der Cambridger Psalter*, K. Wildhagen, Bib. ags. Prosa 7 (Hamburg, 1910; Nachdr. Darmstadt, 1964); D = *Der altenglische Regius-Psalter*, F. Roeder, Studien zur englischen Philologie 18 (Halle, 1904; Nachdr. Tübingen, 1973); E = *Eadwine's Canterbury Psalter*, F. Harsley, EETS 92 (London, 1889); F = *The Stowe Psalter*, A. C. Kimmens, (Toronto, 1979); G = *The Vitellius Psalter*, J. L. Rosier, (Ithaca, NY, 1962); H = *The Tiberius Psalter*, A. P. Campbell, Ottawa Mediaeval Texts and Studies 2 (Ottawa, 1974); I = *Der Lambeth-Psalter*, U. Lindelöf, Acta Societatis Scientiarum Fennicae 35, 1 (Helsingfors, 1909); J = *Der altenglische Arundel-Psalter*, G. Oess, AF 30 (Heidelberg, 1910; Nachdr. Amsterdam, 1968); K = *The Salisbury Psalter*, C. Sisam and K. Sisam, EETS 242 (London, 1959).
- 10) (6) の delinquere は K では 'gylde' すなわち gyldan (支払う) に誤訳されている。なおそれは E では 'forlete þ agylte' のように forlætan (残す) と agyltan からなる二重注解に訳されている。また B と F では (6) の delinquere in の後ろの奪格が、誤って対格に訳されている。
- 11) 本稿における生没年は R. Gryson, *Répertoire Général des Auteurs Ecclésiastiques Latins de l'Antiquité et du Haut Moyen Âge*, 2 vol. (Freiburg im Breisgau, 2007) または T. Wittstruck, *The Book of Psalms: An Annotated Bibliography*, vol. 1 (New York, 1994) による。
- 12) E. Dekkers et I. Fraipont, *Sancti Aurelii Augustini Enarrationes in Psalmos I-L*, CCSL 38 (Turnholti, 1956), p. 403.
- 13) M. Adriaen, *Magni Aurelii Cassiodori Expositio Psalmorum I-LXX*, CCSL 97 (Turnholti, 1958), p. 354.
- 14) A. Reifferscheid et G. Wissowa, 'De Ieiunio aduersus Psychicos', *Quinti Septimi Florentis Tertulliani Opera*, CCSL 2 (Turnholti, 1954), p. 1263. (10) と後出の (12) ~ (15) は TLL, s.v. delinquo IIB2 に (6) と共に挙げられている例である (p. 460, 6-9)。
- 15) L. de Coninck, *Iuliani Aclanensis . . . Tractatus Prophetarum Osee, Iohel et Amos*, CCSL 88 (Turnholti, 1977), p. 314.
- 16) 光明社譯『舊約聖書：ヴルガタ全譯』第3巻(光明社、1957)。
- 17) *Pliny: Natural History, Books 17-19*, with an English trans. by H. Rackham, LCL 371 (1950), p. 66. (16) と次の (17) は OLD, s.v. delinquo 2 において「限定する奪格と共に」('w. defining abl.') 用いられた例として挙げられている。
- 18) *Tacitus: The Annals, Books IV-VI, XI-XII*, with an English trans. by J. Jackson, LCL 312 (1937), p. 400.
- 19) B. Colgrave and R. A. B. Mynors, *Bede's Ecclesiastical History of the English People* (Oxford, 1969).

- 20) K. E. Georges, *Ausführliches lateinisch-deutsches Handwörterbuch*, 11 Aufl., 2 Bde. (Hannover, 1962), s.v. *delinquo* II2a の「道徳的に、義務を怠る、(あることを) し損なう、過ちを犯す」(‘moralisch, in seiner Pflicht fehlen, es (etwas) versehen, sich vergehen’) には、「独立的に、または in と奪格による何においてかの表示と共に」(‘absol. od. m. Ang. worin? durch in u. Abl.’) と記されている。
- 21) *Plautus: . . . The Two Bacchises, . . .* LCL 60, p. 472. (21) と後出の (23)~(26) は *OLD*, s.v. *delinquo* 2 において「in と奪格と共に」(‘w. in + abl.’) 用いられた例として挙げられている。
- 22) *Cicero: De Inventione, . . . with an English trans. by H. M. Hubbell*, LCL 386 (1949), p. 194. (22) と後出の (24) は *TLL*, s.v. *delinquo* IIB2 に (6)(10)(12)~(15) と共に挙げられている例である (p. 460, 5-6)。
- 23) *Cicero: Tusculan Disputations, with an English trans. by J. E. King, rev.*, LCL 141 (1945), p. 158.
- 24) *Ovid: . . . Amores, with an English trans. by G. Showerman, rev. by G. P. Goold*, LCL 41 (1977), p. 404.
- 25) *Quintilian: The Orator’s Education, Books 1-2*, ed. and trans. D. A. Russell, LCL 124 (2001), p. 148.
- 26) *Aulus Gellius: The Attic Nights, Books I-V*, with an English trans. by J. C. Rolfe, rev., LCL 195 (1946), p. 388.
- 27) (12)(14) の *delinquere* はヘブライ語原文の  $\text{נִשְׁחָט}$  に対応するが、エゼキエル書22:4とホセア書13:1は *BDB* (F. Brown, S. R. Driver, and C. A. Briggs, *A Hebrew and English Lexicon of the Old Testament* (Oxford)), s.v.  $\text{נִשְׁחָט}$  2 の「有罪である、有罪になる」(‘be or become guilty’) において、「『…において、…によって』の  $\text{ב}$  と共に」(‘with  $\text{ב}$  in or through’) 用いられた例として挙げられており、これらの箇所ではラテン語 *in* に対応する前置詞  $\text{ב}$  が 2 通りの意味で捉えられることが示されている。
- 28) 谷隆一郎他訳『詩編注解 (2)』アウグスティヌス著作集18/II (教文館、2006) 214頁。
- 29) *Plautus: . . . The Pot of Gold, . . .* ed. and trans. W. de Melo, LCL 60 (2011), p. 338. (27) は *OLD*, s.v. *pecco* 3 の「道徳的違反を犯す、過ちを犯す」(‘To commit a moral offence, do wrong’) に挙げられている例である。
- 30) R. Demeulenaere, ‘Commentarii super Cantica Ecclesiastica’, *Verecundi Iuncensis Opera*, CCSL 93 (Turnholti, 1976), p. 87.
- 31) Demeulenaere, pp. 87-88.
- 32) *Terence: The Woman of Andros, . . .* ed. and trans. J. Barsby, LCL 22 (2001), p. 72. (31)~(35) は *TLL*, s.v. *pecco* IIIB1 の、前置詞により「誰 (何) にか、または

- 誰(何)の前でか、が示される」(‘indicatur in quem (quid) vel coram quo’) という記述の下、bβにおいて in と奪格と共に用いられた例として挙げられている (vol. 10, pt. 1, p. 891, 62–68)。
- 33) *Caesar: The Gallic War*, with an English trans by H. J. Edwards, LCL 72 (1917), pp. 76–78.
- 34) *Horace: Satires, Epistles and Ars Poetica*, with an English trans. by H. R. Fairclough, rev., LCL 194 (1929), p. 22.
- 35) *Livy: History of Rome, Books XLIII–XLV*, with an English trans. by A. C. Schlesinger, LCL 396 (1951), p. 380.
- 36) *Seneca: . . . Hercules on Oeta, . . .* ed. and trans. J. G. Fitch, LCL 78 (2004), p. 422.
- 37) (36) は TLL, s.v. *pecco* IIA1a において、「すなわち、律法によって罪を認識しながら」(‘sc. peccatum cognoscentes per legem’) と解釈されており (p. 888, 53–54)、よって「律法」は罪を犯す手段とは捉えられていない。
- 38) *peccare* に伴う in が単に場所について「…において」を意味する例としては、「居場所」(sedes) に用いられた以下がある—— Ez 37:23: et salvos eos faciam de universis sedibus suis in quibus peccaverunt et mundabo eos (私は彼らを、彼らがそこで罪を犯したすべてのその居場所から救い、彼らを清めよう)。
- 39) A. Rahlfs, *Septuaginta*, ed. altera (Stuttgart, 2006). ギリシャ語のテキストの略記と引用の仕方は、原則として、LSJ (H. G. Liddell and R. Scott, *A Greek-English Lexicon*, rev. by H. S. Jones, with a revised supplement (Oxford, 1996)) による。
- 40) *Homer: Iliad, Books 1–12*, with an English trans. by W. F. Wyatt, 2nd ed., LCL 170 (1999), p. 430. (38) は LSJ, s.v. ἀμαρτάνω II の「(独立的に) 過ちを犯す、罪を犯す」(‘abs., do wrong, err; sin’) に挙げられている例である。
- 41) J.-P. Migne, ‘Interpretatio in Psalmo’, *Theodoreti, Cyrensis Episcopi, Opera Omnia*, ed. J. L. Schulze, PG (Patrologia Graeca) 80 (Paris, 1860; repr. Turnhout, 1977), col. 1145B.
- 42) J.-P. Migne, ‘Euthymii Commentarius in Psalmos Davidis’, *Euthymii Zigabeni Opera Quae Reperiri Potuerunt Omnia*, t. primus, PG 128 (1864), col. 440B.
- 43) *Plato: Republic, Books 1–5*, ed. and trans. C. Emlyn-Jones and W. Preddy, LCL 237 (2013), p. 260. (39) と次の (40) は LSJ, s.v. ἀμαρτάνω II に挙げられている例である。
- 44) *Sophocles: Ajax, . . .* ed. and trans. H. Lloyd-Jones, LCL 20 (1997), p. 132.
- 45) (43) は J. Lust, E. Eynikel, and K. Hauspie, *A Greek-English Lexicon of the Septuagint*, rev. ed. (Stuttgart, 2003), s.v. ἀμαρτάνω において、ἐν と与格を伴う「…によって罪を犯す」(‘to offend with’) の語義の例として挙げられている。

- 46) 他方、罪の手段は、「唇」(χείλη) の与格が用いられたこの例におけるように ἀμαρτάνειν に伴う与格によっても表される—— Lxx Jb.2.10: ἐν πᾶσιν τούτοις τοῖς συμβεβηκόσιν αὐτῷ οὐδὲν ἤμαρτεν ἰωβ τοῖς χεῖλεσιν ἐναντίον τοῦ θεοῦ (彼に起こったすべてこれらのことに際し、ヨブは神に向かって唇によって何の罪も犯さなかった)。問題の (37) とここにおける ἀμαρτάνειν はヘブライ語原文の כּוּן に対応するが、詩篇39:2とヨブ記2:10は BDB, s.v. כּוּן 2の「罪を犯す、正しい、なすべき目標または道を外れる」(‘sin, miss the goal or path of right and duty’) の b において、神に対して「道具の כּ と共に」(‘with כּ of instr.’) 用いられた例として挙げられている。
- 47) ちなみに ἀμαρτάνειν に伴う ἐν が手段の「…によって」の意味で捉えられない例としては、「律法」(νόμος) に用いられた以下 (36) のギリシャ語原文) がある—— Ep.Rom.2.12: … καὶ ὅσοι ἐν νόμῳ ἤμαρτον, διὰ νόμου κριθήσονται (……律法において罪を犯した者たちは皆、律法によって裁かれるであろう)。この箇所は W. Bauer, *Griechisch-deutsches Wörterbuch zu den Schriften des Neuen Testaments und der frühchristlichen Literatur*, 6. Aufl. hrsg. v. K. Aland u. B. Aland (Berlin, 1988), s.v. ἀμαρτάνω 3 において「罪の犯し方の表示と共に」(‘m. Angabe d. Art d. Sündigens’) 用いられた例として挙げられている。
- 48) S. Irvine, *Old English Homilies from MS. Bodley 343*, EETS 302 (London), pp. 171–72. (46) は DOE, s.v. *gyltan* 1.a.i に (7) と共に挙げられている例である。
- 49) J. C. Pope, *Homilies of Ælfric: A Supplementary Collection*, vol. 2, EETS 260 (London, 1968), p. 532. (47) と後出の (49) は DOE, s.v. *agyltan* 1.a.ii において「*agyltan wip* 『(ある人(対格)) に対して罪を犯す』」(‘*agyltan wip* “to sin against, offend (someone acc.)”’) の形で用いられた例として挙げられている。
- 50) M. Godden, *Ælfric’s Catholic Homilies: The Second Series, Text*, EETS s.s. 5 (London, 1979). (48) は BTS, s.v. *agyltan* (4) において、*agyltan* (2) ——「罪の手段または様態が示されて」(‘with means or manner of sin given’) ——と *agyltan* (3) ——「罪がなされる対象と共に」(‘with object against which sin is done’) ——の用法が組み合わさった用法の例として挙げられている。
- 51) (50) は DOE, s.v. *agyltan* 1.a.i において「罪の様態または手段が述べられて」(‘with manner or means of sin stated’) 用いられた例として挙げられている。
- 52) Irvine, p. 169. (51) は DOE, s.v. *gyltan* 1.a.i に (7)(46) と共に挙げられている例である。
- 53) J. E. Cross and T. D. Hill, *The Prose Solomon and Saturn and Adrian and Ritheus*

- (Toronto, 1982), p. 37. (52) と次の (53) は *DOE*, s.v. *agyltan* 1.a.i に (50) と共に挙げられている例である。
- 54) R. Morris, *The Blickling Homilies*, EETS 58, 63, 73 (London, 1874–80; repr. as 1 vol. 1967), p. 35.
- 55) T. Miller, *The Old English Version of Bede's Ecclesiastical History of the English People*, pt. 1, EETS 95, 96 (London, 1890–91). ちなみに (20) の古英語訳では以下のように、*agyltan* に伴う *for* によって罪の原因・理由——「無知」(*unwisness*)、「弱さ」(*tiderness*)——が導かれている—— *Bede* 4 30.372.11: *Forðon þu wast ðæt ic symle teolode to lifigenne to ðines muðes bebode, & swa hwæt swa ic for unwisnesse & for tydnesse agylte, ic þæt to dome ðines willan teolode hraðe to gebetenne* (私が、あなたが口にした戒めに従って生きようと いつも努め、また何であれ無知や弱さから罪を犯すことがあれば、それをあなたの意思の判断に従って直ちに改めようと努めたことを、あなたは知っているからです)。
- 56) Morris, pp. 167–69. (55) は *BTS*, s.v. *agyltan* (2) に (53) と共に挙げられている例である。
- 57) G. E. MacLean, 'Ælfric's Version of *Alcuini interrogationes Sigeuulfi in Genesis*', *Anglia* 7 (1884), 20. (56) は *DOE*, s.v. *agyltan* 1.a.i に (50)(52)(53) と共に挙げられている例である。
- 58) *agyltan* に伴う *on* が単に時間について「…において」を意味する例としては、「季節」(*tida*) に用いられた以下がある—— *HomS* 10 151 (Morris, p. 35): ... *swylce eac feower tida syndan on þæm geara, on þæm we oft agyltað* (……同様にまた1年には、我々がしばしば罪を犯す4つの季節がある)。
- 59) (57) は *DOE*, s.v. *gyltan* 1.a.i に (7)(46)(51) と並んでラテン語原文と共に挙げられている例である。
- 60) B. Langefeld, *The Old English Version of the Enlarged Rule of Chrodegang*, *Münchener Universitätschriften, Texte und Untersuchungen zur Englischen Philologie* 26 (Frankfurt am Main, 2003), p. 223. 並べて引用したラテン語原文は同書の向かいの頁による。(58) は *DOE*, s.v. *agyltan* 1.a.i に (50)(52)(53)(56) と並んでラテン語原文と共に挙げられている例である。

## On the Old English Equivalent of *delinquere in* in Ps 38:2

Satoru ISHIHARA

The *delinquere in* ‘to sin with (or in)’ in *Dixi custodiam vias meas ut non delinquam in lingua mea* (Ps 38:2) ‘I said, I will take heed to my ways, that I sin not with (or in) my tongue’ is rendered by *gyltan þurh* ‘to sin with’: . . . *þæt ic ne gylte þurh mine tungan* (BenR 6.21.9) ‘. . . that I sin not with my tongue’.

As Augustine states: *quia difficile est ut quisque lingua non labatur et peccet* ‘for it is difficult for anyone not to slip and sin with the tongue’, the tongue can be regarded as a means of sin in Ps 38:2. And there are instances of the preposition *in* following *delinquere* which can be taken in the sense ‘with, by means of’, e.g. *Deliquerat Israel in aquatione apud Maspha congregatus a Samuele* (TERT. ieiun. 7) ‘Having been gathered together at Masphat by Samuel, Israel sinned with (or in) the drawing of water’. It is to be said, therefore, that the *delinquere in* can be grasped in the sense ‘to sin with’ here.

On the other hand, means of sin can be expressed also by the ablative following *delinquere*, e.g. *est qui labitur lingua sed non ex animo quis est enim qui non deliquerit lingua sua* (Sir 19:16–17) ‘There is one that slippeth with the tongue, but not from the heart. For who is there that hath not sinned with his tongue?’ And *in* used with *delinquere* can be taken in the sense ‘in, in respect of’, e.g. *et ex ea re non esse mirandum, qui in illa re turpis aut cupidus aut petulans fuerit, hac quoque in re eum deliquisse* (CIC. inv. 2, 33) ‘and therefore [you should show] that it is not to be wondered at that he who was shameful, lecherous or wanton in that case should have offended also in this case’. These facts enable us to maintain that examples of *in* following *delinquere* which can be grasped in the sense ‘with’ can also be done in the sense ‘in, in respect of’.

Thus we can conclude that the *þurh* ‘with’ after the *gyltan* in BenR 6.21.9 fails to cover the sense ‘in, in respect of’ expressed by the *in* after the *delinquere in* Ps 38:2.